

入札説明書等の主な変更箇所一覧

入札説明書

No	該当箇所							変更前	変更後																																				
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)																																						
1	1	1						<p>1 入札説明書の定義</p> <p>この入札説明書は、愛知県（以下「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づき、平成 30 年 8 月 6 日に特定事業として選定した「愛知県営上和田住宅 PFI 方式整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加を希望する者を対象に交付するものです。</p>	<p>1 入札説明書の定義</p> <p>この入札説明書は、愛知県（以下「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づき、平成 30 年 8 月 6 日（平成 30 年 12 月 11 日付けで一部変更）に特定事業として選定した「愛知県営上和田住宅 PFI 方式整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加を希望する者を対象に交付するものです。</p>																																				
2	3	2	(1)	オ	(エ)			<p>(エ) 予定事業価格</p> <p>金 1,420,528,200 円</p>	<p>(エ) 予定事業価格</p> <p>金 1,500,642,600 円</p>																																				
3	3	2	(1)	キ	(ア)	a		<p>a 県営住宅整備業務費について、平成 31 年度以降、毎年度 1 回、各年度末の出来高部分に相応する費用の 10 分の 9 以内の額を支払います。</p>	<p>a 県営住宅整備業務費について、平成 31 年度以降、一部支払いとして、各年度末の出来高部分に相応する費用の 10 分の 9 以内の額を支払います。また、事業者は年度末の一部支払いの前に各年度において 2 回を上限として当該請求時点の出来高部分に相応する費用の 10 分の 9 以内の額を請求できるものとします。</p>																																				
4	4	3	(2)					<p>(2) 選定の手順及びスケジュール</p> <p>選定にあたっての手順及びスケジュールは以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>スケジュール (予定)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年 8 月 21 日</td> <td>入札公告、入札説明書等の公表 入札説明書等に関する質問の受付</td> </tr> <tr> <td>平成30年 9 月 4 日</td> <td>現地見学会</td> </tr> <tr> <td>平成30年 9 月 25 日</td> <td>入札説明書等に関する質問回答の公表</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月 5 日</td> <td>参加書類の受付</td> </tr> <tr> <td>平成30年11月 20 日</td> <td>入札書類の受付</td> </tr> <tr> <td>平成31年 1 月</td> <td>落札者の決定及び公表 特定事業者との特定事業仮契約の締結</td> </tr> <tr> <td>平成31年 3 月</td> <td>特定事業者との特定事業契約の締結</td> </tr> </tbody> </table>	スケジュール (予定)	内容	平成30年 8 月 21 日	入札公告、入札説明書等の公表 入札説明書等に関する質問の受付	平成30年 9 月 4 日	現地見学会	平成30年 9 月 25 日	入札説明書等に関する質問回答の公表	平成30年10月 5 日	参加書類の受付	平成30年11月 20 日	入札書類の受付	平成31年 1 月	落札者の決定及び公表 特定事業者との特定事業仮契約の締結	平成31年 3 月	特定事業者との特定事業契約の締結	<p>(2) 選定の手順及びスケジュール</p> <p>選定にあたっての手順及びスケジュールは以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>スケジュール (予定)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年12月 11 日</td> <td>入札公告、入札説明書等の公表</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月 11 日～平成30年12月 17 日</td> <td>入札説明書等に関する質問の受付</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月 13 日</td> <td>現地見学会</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月 21 日</td> <td>入札説明書等に関する質問回答の公表</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月 11 日～平成30年12月 27 日</td> <td>参加受付番号の交付申請</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月 11 日～平成31年 1 月 7 日</td> <td>参加書類の受付</td> </tr> <tr> <td>平成31年 1 月 7 日</td> <td>入札書類の受付</td> </tr> <tr> <td>平成31年 2 月</td> <td>落札者の決定及び公表 特定事業者との特定事業仮契約の締結</td> </tr> <tr> <td>平成31年 3 月</td> <td>特定事業者との特定事業契約の締結</td> </tr> </tbody> </table>	スケジュール (予定)	内容	平成30年12月 11 日	入札公告、入札説明書等の公表	平成30年12月 11 日～平成30年12月 17 日	入札説明書等に関する質問の受付	平成30年12月 13 日	現地見学会	平成30年12月 21 日	入札説明書等に関する質問回答の公表	平成30年12月 11 日～平成30年12月 27 日	参加受付番号の交付申請	平成30年12月 11 日～平成31年 1 月 7 日	参加書類の受付	平成31年 1 月 7 日	入札書類の受付	平成31年 2 月	落札者の決定及び公表 特定事業者との特定事業仮契約の締結	平成31年 3 月	特定事業者との特定事業契約の締結
スケジュール (予定)	内容																																												
平成30年 8 月 21 日	入札公告、入札説明書等の公表 入札説明書等に関する質問の受付																																												
平成30年 9 月 4 日	現地見学会																																												
平成30年 9 月 25 日	入札説明書等に関する質問回答の公表																																												
平成30年10月 5 日	参加書類の受付																																												
平成30年11月 20 日	入札書類の受付																																												
平成31年 1 月	落札者の決定及び公表 特定事業者との特定事業仮契約の締結																																												
平成31年 3 月	特定事業者との特定事業契約の締結																																												
スケジュール (予定)	内容																																												
平成30年12月 11 日	入札公告、入札説明書等の公表																																												
平成30年12月 11 日～平成30年12月 17 日	入札説明書等に関する質問の受付																																												
平成30年12月 13 日	現地見学会																																												
平成30年12月 21 日	入札説明書等に関する質問回答の公表																																												
平成30年12月 11 日～平成30年12月 27 日	参加受付番号の交付申請																																												
平成30年12月 11 日～平成31年 1 月 7 日	参加書類の受付																																												
平成31年 1 月 7 日	入札書類の受付																																												
平成31年 2 月	落札者の決定及び公表 特定事業者との特定事業仮契約の締結																																												
平成31年 3 月	特定事業者との特定事業契約の締結																																												
5	5	3	(3)	エ				<p>【追加】</p> <p>エ 申込受付番号の交付</p> <p>入札参加を希望する者は、「&lt;様式 3&gt;参加申込書」により申込受付番号の交付申請をすることとします。県は、交付申請を行ったグループの代表企業に、電子メールにて申込受付番号を通知します。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p>																																					
6	8	3	(4)	イ	(ア)			<p>(ア) 設計業務に当たる企業</p> <p>設計業務に当たる企業は、次の a から f の要件を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、すべての企業が次の要件を満たしていること。</p>	<p>(ア) 設計業務に当たる企業</p> <p>設計業務に当たる企業は、次の a から f の要件を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、すべての企業が次の要件を満たしていること。ただし、(イ) 建設業務に当たる企業が設計業務に当たる企業を兼ねる場合、a 及び b の要件を満たしていなくとも参加書類を提出することができる。この場合にあっては、平成 31 年 2 月の落札者決定日までに、a 及び b の要</p>																																				

																			件を満たさなければならない。
7	8	3	(4)	イ	(イ)	a			(イ) 建設業務に当たる企業 a 建設業務に当たる企業は、次の(a)から(c)の要件を満たす者がそれぞれ1者以上参加すること。 (a) ①参加者名簿に登録されている営業所の所在地が愛知県内にあり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。なお、営業所には、主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可（変更許可を含む。）申請時に届け出たものをいう。以下(b)及び(c)並びにbにおいて同じ。）を含む。 ②参加者名簿において認定された建築工事業の総合点数が1,220点以上であること。 (b) ①参加者名簿に登録されている営業所が主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地が愛知県内にあり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。 ②参加者名簿において認定された建築工事業の総合点数が920点以上であること。 (c) ①参加者名簿に登録されている営業所が主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地が尾張建設事務所管内（名古屋市を除く）にあり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。 ②参加者名簿において認定された建築工事業の総合点数が730点以上920点未満であること。	(イ) 建設業務に当たる企業 a 建設業務に当たる企業は、次の(a)及び(b)の要件を満たす者が1者以上参加すること。 (a) 参加者名簿に登録されている営業所の所在地が愛知県内にあり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。なお、営業所には、主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可（変更許可を含む。）申請時に届け出たものをいう。）を含む。 (b) 参加者名簿において認定された建築工事業の総合点数が730点以上であること。  【削除】   【削除】									
8	9	3	(4)	イ	(ウ)				(ウ) 工事監理業務に当たる企業 工事監理業務に当たる企業は、次のaからgの要件を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、すべての企業が次の要件を満たしていること。	(ウ) 工事監理業務に当たる企業 工事監理業務に当たる企業は、次のaからgの要件を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、すべての企業が次の要件を満たしていること。ただし、(イ) 建設業務に当たる企業が工事監理業務に当たる企業を兼ねる場合、a及びbの要件を満たしていなくとも参加書類を提出することができる。この場合にあっては、平成31年2月の落札者決定日までに、a及びbの要件を満たさなければならない。									
9	10	3	(5)	ア					ア 入札及び開札の予定日時及び場所等 資格審査通過者は、以下のとおり入札書等を提出することとします。	ア 入札及び開札の予定日時及び場所等 申込受付番号の交付を受けた者は、以下のとおり入札書等を提出することとします。									
10	10	3	(5)	イ					ア 事業提案書の提出 資格審査通過者の内、入札書に記載された入札金額が、予定事業価格から消費税及び地方消費税相当額を減じた額（以下「予定価格」という。）以下であった者は、以下のとおり事業提案書等を提出することとします。なお、提出は代表企業が提出先へ持参又は郵送することとします。	ア 事業提案書の提出 入札参加者の内、入札書に記載された入札金額が、予定事業価格から消費税及び地方消費税相当額を減じた額（以下「予定価格」という。）以下であった者は、以下のとおり事業提案書等を提出することとします。なお、提出は代表企業が提出先へ持参又は郵送することとします。									
11	11	3	(5)	イ	(エ)				(エ) 提出部数 (略) <様式19>～<様式32>事業提案書 正本1部、副本10部 (図面集<様式31>～<様式32-16>はA3ファイル別冊綴じ) (略)	(エ) 提出部数 (略) <様式19>～<様式32>事業提案書 正本1部、副本6部 (図面集<様式31>～<様式32-13>はA3ファイル別冊綴じ) (略)									

							【図面集に関する留意事項について】				【図面集に関する留意事項について】			
							様式 番号	図面名称	縮尺	留意事項	様式 番号	図面名称	縮尺	留意事項
12	11	3	(5)	イ	(エ)		(略)				(略)			
							32-5	外観透視図（鳥瞰、事業用地全体）	—	(略)	<b>【削除】</b>			
							32-6	外観透視図（目線）	—	(略)	<b>【削除】</b>			
							32-7	建替住棟基準階平面図	1/300	(略)	32-5	建替住棟基準階平面図	1/300	(略)
							32-8	日影図	1/600	(略)	32-6	日影図	1/600	(略)
							32-9	建替住棟断面図	1/300	・建替住棟のみの断面図で、2面以上とします。 ・複数棟の場合、それぞれの棟毎に図示してください。	32-7	建替住棟立面図・断面図	1/300	・建替住棟のみの立面図及び断面図で、それぞれ長辺方向1面以上とします。 ・複数棟の場合、それぞれの棟毎に図示してください。
							32-10	構造計画図	—	(略)	32-8	構造計画図	—	(略)
							32-11	建替住棟立面図	1/300	(略)	<b>【削除】</b>			
							32-12	建替住棟住戸タイプ別平面図	1/100	(略)	32-9	建替住棟住戸タイプ別平面図	1/100	(略)
							32-13	建替住棟仕上げ表	—	(略)	32-10	建替住棟仕上げ表	—	(略)
							32-14	将来用途変更可能空間平面図	—	・住棟内に設ける将来用途変更可能な空間を、用途変更前及び用途変更後でそれぞれ図示してください。	32-11	将来用途変更後空間平面図	—	・将来的に住戸を用途変更してできる空間を図示してください。
							32-15	戸数変更後住戸タイプ別平面図	1/100	・戸数変更後の各住戸タイプのプランを図示してください。	32-12	戸数変更後住戸平面図	1/100	・戸数変更後の4DK又は3LDKのプランを図示してください。
							32-16	戸数変更後住棟平面図	1/300	(略)	32-13	戸数変更後住棟平面図	1/300	(略)
13	13	3	(6)	ウ	(ア)		(略) 提出期間内に参加書類を提出しない者及び県が参加書類を審査した結果、入札参加資格があると認められない者は、本事業の入札に参加することができません。なお、入札参加資格があると認められなかった者は、県に対してその理由について書面により説明を求めることができます。 (略)	(略) 提出期間内に参加書類を提出しない者は、本事業の入札に参加することができません。また、県が参加書類を審査した結果、入札参加資格があると認められない者が行った入札は無効とします。なお、入札参加資格があると認められなかった者は、県に対してその理由について書面により説明を求めることができます。 (略)						
14	17	5	(4)				<b>【追加】</b>	(4) その他 落札者は落札者決定時から1週間以内に以下のものを県に提出することとします。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>外観透視図（鳥瞰、事業用地全体）</td> <td>・事業用地全体を見渡すものとしてください。</td> </tr> <tr> <td>外観透視図（目線）</td> <td>・建替住棟を中心に目線レベルで作成してください。</td> </tr> </table>	外観透視図（鳥瞰、事業用地全体）	・事業用地全体を見渡すものとしてください。	外観透視図（目線）	・建替住棟を中心に目線レベルで作成してください。		
外観透視図（鳥瞰、事業用地全体）	・事業用地全体を見渡すものとしてください。													
外観透視図（目線）	・建替住棟を中心に目線レベルで作成してください。													

様式集

No	該当箇所							変更前	変更後
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	事業提案書等に関する提出書類の枚数							<p>事業提案書等に関する提出書類の枚数について次のとおり変更しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4枚を3～4枚に変更 様式25、26、27</li> <li>・3枚を2～3枚に変更 様式28、29、30</li> </ul>	
2	3	3	(1)	オ			<p>オ その他共通事項 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;様式12&gt;～&lt;様式39&gt;については、右上に申込受付番号を記入してください。申込受付番号は、参加資格が確認された応募グループに通知します。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>オ その他共通事項 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;様式12&gt;～&lt;様式39&gt;については、右上に申込受付番号を記入してください。申込受付番号については、<b>入札説明書をご確認ください。</b></li> </ul> <p>(略)</p>	
3	3	3	(2)				<p>(2) 参加書類に関する提出書類</p> <p>参加書類に関する提出書類を作成、提出するに当たっては、&lt;様式3&gt;参加申込書を表紙として、&lt;様式4&gt;～&lt;様式11&gt;を所定の順番でまとめ、フラットファイルA4版(チューブファイルA4版でも可)縦置き左2穴綴じで1部提出してください。</p>	<p>(2) 参加書類に関する提出書類</p> <p>参加書類に関する提出書類を作成、提出するに当たっては、<b>&lt;様式4&gt;入札参加資格審査申請書</b>を表紙として、&lt;様式5&gt;～&lt;様式11&gt;を所定の順番でまとめ、フラットファイルA4版(チューブファイルA4版でも可)縦置き左2穴綴じで1部提出してください。</p> <p><b>なお、&lt;様式3&gt;参加申込書は申込受付番号の交付に使用しますので、別にご提出ください。提出方法については、入札説明書をご確認ください。</b></p>	

要求水準書

No	該当箇所							変更前	変更後																																			
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)																																					
1	8	3	(2)	オ			<ul style="list-style-type: none"> <li>・住棟内に入居者間の交流の促進ができるような共有スペースを整備すること。</li> </ul>	<b>【削除】</b>																																				
2	9	4	(2)	ア	(ア)		<p>(ア) 住戸数及び住戸構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住戸タイプごとの住戸専用面積及び住戸数は次表による。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住戸タイプ</th> <th>住戸専用面積</th> <th>住戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1DK</td> <td>37㎡</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2DK</td> <td>52㎡</td> <td>67戸から72戸</td> </tr> <tr> <td>3DK</td> <td>64㎡</td> <td>33戸から35戸</td> </tr> <tr> <td>4DK又は3LDK</td> <td>75㎡</td> <td>2戸</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>104戸</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2DK及び3DKの具体的な住戸数は上記の範囲で特定事業者の提案による。</li> <li>・住戸専用面積は上記面積の5%以内の増加を認める。</li> <li>・将来の入居者の世帯人数の増加に対応するため、住戸数を減らし、12～16戸の4DK又は3LDK(当初整備される2戸の4DK又は3LDKを除く。)に変更できるようにすること。ただし、変更後の4DK又は3LDKの住戸専用面積は上表によることとする。</li> <li>・将来の入居者の世帯人数の減少に対応するため、当初整備される4DK又は3LDKの住戸タイプを変更し、住戸数を増やすことができるようにすること。ただし、変更後の住戸タイプは上表のいずれかとなるようにすること。</li> </ul>	住戸タイプ	住戸専用面積	住戸数	1DK	37㎡	—	2DK	52㎡	67戸から72戸	3DK	64㎡	33戸から35戸	4DK又は3LDK	75㎡	2戸	合計	—	104戸	<p>(ア) 住戸数及び住戸構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住戸タイプごとの住戸専用面積及び住戸数は次表による。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住戸タイプ</th> <th>住戸専用面積</th> <th>住戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>【削除】</b></td> <td><b>【削除】</b></td> <td><b>【削除】</b></td> </tr> <tr> <td>2DK</td> <td>52㎡</td> <td>72戸</td> </tr> <tr> <td>3DK</td> <td>64㎡</td> <td>32戸</td> </tr> <tr> <td>4DK又は3LDK</td> <td>75㎡</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>104戸</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住戸専用面積は上記面積の5%以内の<b>増減</b>を認める。</li> <li>・将来の入居者の世帯人数の増加に対応するため、住戸数を減らし、12～16戸の4DK又は3LDK(<b>【削除】</b>)に変更できるようにすること。ただし、変更後の4DK又は3LDKの住戸専用面積は上表によることとする。</li> </ul> <p><b>【削除】</b></p>	住戸タイプ	住戸専用面積	住戸数	<b>【削除】</b>	<b>【削除】</b>	<b>【削除】</b>	2DK	52㎡	72戸	3DK	64㎡	32戸	4DK又は3LDK	75㎡	—	合計	—	104戸
住戸タイプ	住戸専用面積	住戸数																																										
1DK	37㎡	—																																										
2DK	52㎡	67戸から72戸																																										
3DK	64㎡	33戸から35戸																																										
4DK又は3LDK	75㎡	2戸																																										
合計	—	104戸																																										
住戸タイプ	住戸専用面積	住戸数																																										
<b>【削除】</b>	<b>【削除】</b>	<b>【削除】</b>																																										
2DK	52㎡	72戸																																										
3DK	64㎡	32戸																																										
4DK又は3LDK	75㎡	—																																										
合計	—	104戸																																										

3	9	4	(2)	ア	(イ)			(イ) 構造等 ・幼児・児童の遊び場や入居者の散策・交流など、周辺住民を含めた住民間のコミュニケーションの生まれる、将来用途変更が可能な空間（1箇所、55㎡以上）を住棟内に配置すること。	(イ) 構造等 ・住戸のうち1戸は、将来的に外部に面する壁の一部又は全部を取り払い、幼児・児童の遊び場や入居者の散策・交流など、周辺住民を含めた住民間のコミュニケーションの生まれる空間に用途を変更できるようにすること。
4	9	4	(2)	ア	(ウ)			(ウ) 居住環境 ・住棟にはバルコニーを設けること。	(ウ) 居住環境 ・住棟にはバルコニーを設けること。(バルコニーの出は、1,500(±300)とすること。)

要求水準書\_\_【別紙2】県営住宅設計基準

No	該当箇所							変更前	変更後																		
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)																				
1	14	II. 建築編_第1章 一般共通事項_4. 構造設計						(1) 住棟の基本構造 (略) ● バルコニーの出は、Y <sub>1</sub> 通りから原則1,500とする。	(1) 住棟の基本構造 (略) ○ バルコニーの出は、Y <sub>1</sub> 通りから原則1,500とする。【※白丸に変更】																		
2	14	II. 建築編_第2章 仮設工事_1. 一般事項						(1) 仮囲い ● 成形鋼板(H=3,000)、搬入口はパネルゲートとする。	(1) 仮囲い ○ 成形鋼板(H=3,000)、搬入口はパネルゲートとする。【※白丸に変更】																		
3		VI. 標準仕様_1頁						②玄関ホール <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">室名等</th> <th colspan="2">仕上げ</th> </tr> <tr> <th>床</th> <th rowspan="3">(略)</th> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td>◎ 防水処理の上、県内産タイル(100角)</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	室名等	仕上げ		床	(略)	玄関	◎ 防水処理の上、県内産タイル(100角)	ホール	(略)	②玄関ホール <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">室名等</th> <th colspan="2">仕上げ</th> </tr> <tr> <th>床</th> <th rowspan="3">(略)</th> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td>○ 防水処理の上、県内産タイル(100角) 【※白丸に変更】</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	室名等	仕上げ		床	(略)	玄関	○ 防水処理の上、県内産タイル(100角) 【※白丸に変更】	ホール	(略)
室名等	仕上げ																										
	床	(略)																									
玄関	◎ 防水処理の上、県内産タイル(100角)																										
ホール	(略)																										
室名等	仕上げ																										
	床	(略)																									
玄関	○ 防水処理の上、県内産タイル(100角) 【※白丸に変更】																										
ホール	(略)																										

要求水準書\_\_【添付資料03】事業用地インフラ関係現況図(参考)

No	該当箇所							変更前	変更後
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1		現況給水供給処理施設 現況排水処理施設(汚水) 現況排水処理施設(雨水) 現況電力供給処理施設 現況ガス供給処理施設						【※インフラ施設あり】	【※インフラ施設なし(占部土地改良区所有のヒューム管及び一部の電柱・電線を除く)】

落札者決定基準

No	該当箇所							変更前	変更後
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	10	II 企業の技術力及び配置予定技術者の施行実績等						※5 建設業務に当たる企業の配置予定監理技術者に係る(1)、(2)、(3)の実績は、建築工事業の総合点数が1,220点以上の企業が配置する監理技術者の実績を評価します。	※5 建設業務に当たる企業の配置予定監理技術者に係る(1)、(2)、(3)の実績は、建築工事業の総合点数が最も高い企業が配置する監理技術者の実績を評価します。

特定事業契約書（案）

No	該当箇所						変更前	変更後
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	第33条						(対価の一部支払) 第33条 (略) ただし、この請求は、当該年度末に限る。	(対価の一部支払) 第33条 (略) ただし、この請求は、当該年度末及びその前に各年度において2回を上限とする。